

平成25年6月19日から

平成25年6月19日まで

標茶町議会
議案第38号・第39号・第40号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第 38 号・第 39 号・第 40 号審査特別委員会記録目次

第 1 号（6 月 1 9 日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第38号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第39号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	11
議案第40号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	11
総括質疑	
本 多 耕 平 君	12
黒 沼 俊 幸 君	21
深 見 迪 君	26
館 田 賢 治 君	31
開会の宣告	44

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成25年6月19日（水曜日） 午前11時40分 開会

付議事件

議案第38号 平成25年度標茶町一般会計補正予算

議案第39号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第40号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	後藤勲君	副委員長	深見迪君
委員	松下哲也君	委員	長尾式宮君
〃	菊地誠道君	〃	本多耕平君
〃	林博君	〃	黒沼俊幸君
〃	舘田賢治君	〃	鈴木裕美君
〃	田中敏文君	〃	熊谷善行君
〃	川村多美男君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

育成牧場長	類 瀬 光 信 君
病院事務長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小野寺 一 信 君

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時40分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村君。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村君。

○委員(川村多美男君) 委員長には後藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

- 年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には後藤委員が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

（委員長 後藤君委員長席に着く）

- 委員長（後藤 勲君） 委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長（後藤 勲君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村君。

- 委員（川村多美男君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

- 委員長（後藤 勲君） ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村君。

- 委員（川村多美男君） 副委員長には、深見委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

- 委員長（後藤 勲君） ただいま川村委員から、副委員長に深見委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には深見委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

- 委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

◎議案第38号ないし議案第40号

○委員長（後藤 勲君） 委員会に付託を受けました議案第38号、議案第39号、議案第40号を議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第38号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第38号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 13目の電算管理費の中の設置委託料で、先ほど多和平のライブカメラということでご説明があったのですが、このことについてもう少し詳しく説明いただきたいと思えます。どういうものなのか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

電算管理費の設置委託料ですけれども、町のホームページで発信しておりましたライブカメラ、数カ月前まで議会事務局のほうにカメラを設置していたのですが、回線等のふぐあいがございます、今、中止をしている状況です。

これとあわせて、今後のライブカメラの配信について、観光を含めたインターネットによる情報発信が今主流でございますので、現状の中でライブカメラをどこに設置するかという部分も含めて検討してきた経過がございます。

それで、多和平のほうにライブカメラを設置しまして、標茶の観光資源であります雄大さを含めて、多くの方々にインターネットを通じて町のPRをしていきたいという部分も含めて、観光化の部分とあわせて協議した結果の部分でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

○委員（熊谷善行君） 今、松下委員の関連になりますけれども、このライブカメラの運用はいつぐらいの開始を予定しているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 今予算が可決された以降、すぐ発注に取りかかりたいというふうに考えております。

現状、多和平にある電柱、展望台の近くに電柱があるのですけれども、そちらのほうに設置をしたいということで、新たにその電柱のところに設置しますので、そんなに大きくは時間はかからないというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 地域交通対策債でバス2台の更新ということですが、2台の走行距離、それと何年でバスを更新するのかを伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

更新されるバスのちょっと走行距離までは会社のほうから聞いておりませんが、今、導入されているバスは8年ごとに更新をするということで、協議会とバス会社さんとで確認がとれております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質問ございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 14ページの塵芥処理費、工事請負費250万円の内容について、クリーンセンター補修工事の内容についてお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

クリーンセンターの補修工事請負費ですが、実は当初予算で改修工事を行ってしまして、改修工事が終了したのですが、改修工事の際に新たな水漏れ箇所が4カ所ほど発見されました。このまま放置しておくと、今後の運用に支障を来すということで、今回、改めて4カ所分を追加で緊急的に補修するという工事のための予算をさせていただきました。基本的には、施設については平成7年に竣工してしまして、一般的な炉の補修というか、耐用年数については、15年というふうに言われてしまして、既に切れております。これからについては、一定程度これまでの運用状況に応じてどこまで補修が可能かという形を見定めながらやらざる

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

を得ないなと思いますが、ただ年度の途中ですが、今回については緊急的に補修を予算要求させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 20ページの調査委託料の関係で、美幌の堆肥舎ということのご説明あったかと思うのですが、現在の状況というのは、たしかあれば、私の勘違いかもしれませんが、3戸か4戸の農家で作られた補助事業の堆肥舎だったかなというふうに思うのですが、その状況等を説明いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 調査委託料にかかわる美幌堆肥舎の運用の状況ということでお答えいたしたいと思います。

当初は、美幌トラクター利用組合、4戸で構成されておりまして、利用を開始されたのですが、現在は2戸で利用されているところです。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 今と同じところなのですが、今、こうやって調査委託料120万円、そして保守点検22万円ですか、この予算を計上しているわけですが、この時点で町でこの施設の現況をどう捉えて、これをどこか、委託料という、調査委託料ですからどこかに出すのかなと思うのですが、どんな考え方をしているのか、それで現状のその施設はどういう状態だというふうに捉えているのか、それちょっとお聞きしておきたいなと思います。

それで、これは後で総括でちょっと掘ってお聞きしますけれども、今、簡単にその部分だけをお聞かせください。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご案内のとおり、この施設、平成15年の3月に道営の事業で整備されたものを町が取得しておりまして、先ほど申しあげました美幌トラクター利用組合に、モデル的に共同利用型の堆肥化施設ということでご利用いただいているところであります。

補助事業を活用して整備をしましたということで、補助金適化法の関係では、平成40年まで補助事業関係が残るということであります。その期間、補助事業の観点からすると、町として施設の効用を維持するための管理をしなければいけないということがありまして、現状認識の部分なのですが、当時としてはかなり先駆的でありましたポリカーボネートという樹脂製の屋根なり壁なりで作られているのですが、かなり紫外線等による劣化が起きておりまして、ところどころ壁材が剥がれている現状であります。これらを補修するに

もどのような手法でするのが、一番投資対効果が高いのか、それから将来的な寿命等も専門家の判断を仰ぎながら考えていきたいということで、今回、調査設計のための委託料を計上しているところであります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） それで、この件については、また総括でちょっとお聞きしておきたいなと思います。

それから、この同じ6目の、21ページなのですが、いわゆるふるさと農道、これ事業が4本くらい落ちて、2本上がっているわけですが、これ当初このふるさと農道、一般会計か何かでやるという計画を持っていたのを、このように例えば22ページのこの虹別65号ですか、これは浮いてきたのですが、ここにある東国の分はどうなるのかなというのと、それから地方債の1億2,840万円はどこの地域の内訳になるのか、これもあわせてお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

21ページの分なのですが、今回の考え方についてご説明させていただきますが、ふるさと農道、東国1線、上茶安別1線、萩野5号線、虹別60線、虹別65線、5本、ここまでが当初ふるさと農道で起債の事業で実施することでご説明させていただいておりましたが、これらのふるさと事業が廃止になりました。それで、それから以降、東国1線、上茶安別1線農道整備事業、東国1線農道整備事業、萩野5号線農道整備事業、次のページへ行きますと虹別60線農道整備事業、虹別65線農道整備事業というふうに別の起債で全部振りかえるという考え方でございます。ですから、なくなったとかという状態ではございませんので、振りかえたと。ふるさと事業廃止に伴って振りかえましたということでご理解願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 関連でお答えをさせていただきますが、ふるさと農道の整備事業につきましては、旧政権の事業仕分けで一旦廃止という形にはなっていたのですが、昨年12月に政権が変わったということもあって、変更になるかもしれないということで新年度予算、25年度の当初予算には、ふるさと農道という形で登載をさせていただきました。

ただ、残念ながら道からの状況では、ふるさと農道が復活する見込みがないということでございましたが、農道の整備については、新たに地域活性化事業債が活用できるということで、そちらのほうを選択して起債事業として、今、建設課長がご説明しました5本につきまして、地域活性化事業債により事業展開をするという予定でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

田中君。

○委員（田中敏文君） 商工の部分で、委託料の部分で耐震診断委託料140万円ほど上がっておりますけれども、この委託料についてお伺いしておきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

憩いの家かや沼の耐震診断の委託料でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） ここ建設機械の購入費としてロータリー除雪車ということで上がっておりますけれども、これ増車なのか入れかえなのか伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

現在、大型ロータリー車、町で2台所有しております、このうちの52年に入れました古いほうの1台を下取りに出して更新したいというものでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 24ページなのですが、地方特定道路整備事業が廃止されて、それで桜15線ほか3路線がこの事業では落ちたと。それで改めてこの路線を単費でやるということなわけですが、いわゆる5,350万円から8,340万円に3,000万円ほどふえてきているわけですが、内容的にはどういう内容に変わったということになるのですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

地方特定から単費へということは、今、委員ご指摘のとおりでございます。この桜15号線ほか3路線ということで当初上がってました。全部で4本分になるのですけれども、当初では桜15号線、常盤14号線、川上1線、常盤2線を予定しておりました。6月の補正におきましては、これに麻生平和通1本を1,780万円、それから川上1線、これ当初についていたのですけれども、あくまで調査費だけだったものですから、調査費終了後、工事費のほうを追加させていただきまして今回計上させていただきまして。これが1,210万円で、合計で約3,000万円余り追加させていただいて、全体で5本で補正をさせていただきたいというものでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 都市公園の関係、調査設計委託料で駒ヶ丘の遊具というふうにご説

明がございましたが、多分あの麓のところの遊具等々を考えているのだらうと思いますが、どのような遊具等を想定といたしますか、年齢層を考えていらっしゃるのか。今あるのは、正直言って小さい子が遊べない、そういう遊具だというふうに感じておりますし、奥にもあるのですね。奥はなかなか利用されない状況になっておりますけれども、それらも想定しながら、どのようなことを考えていらっしゃるのか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

最終的に調査設計でまた検討されることになるのですが、私どものほうで今想定しておりますのは、今、委員ご指摘のとおり、現在のやつがもう古くなってきてかなり傷んできているということで、どちらかという縦長に山に向かって伸びていっているコンビネーション遊具の集まりでございます。今回、縦長ではなくて、いわゆる同じコンビネーション遊具なのですが、もう少し幅広く子供たちの年齢で遊べるような、縦長というよりも真ん中に集まったようなコンビネーション遊具で、例えば滑り台がついていたり、今もついているのですが、滑り台を残したり、それから小さい子供からちょっと大きい子供たちぐらいまで集まれるような縦長形式ではないものを今ちょっと想定しています。さくら保育園でも今回、1カ所にまとめたコンビネーション遊具をつけさせていただいたのですが、あのようなイメージのほうが幅広く使えるのかなというふうにこちらでは今想定しています。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 設計が出てきた段階でまた議論できるかなというふうに思うのですが、環境が非常にいい場所ですから、ぜひ幅広い年齢層でできるような、そういう配慮をいただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 16ページになりますが、ちょっと私聞き取れなかったのもう一回聞きたいのですが、3目の財産管理費の調査設計委託料、これ磯小の、体力何とか、かんとかという。私は聞こえなかったもので、これをもう少し詳しく、器具購入もあれば、それも含めてお願いしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 磯分内小学校の校舎及び屋体の耐力度調査、タイという字は耐えるという字です。それから、リョクは力です。

磯分内小学校につきましては、校舎は耐震基準を満たしていない建物がありまして、耐震改修が必要です。ただ、内部のほうも、昭和47年建築で築41年を経過しておりまして、傷み

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

も相当激しい状況にあります。外部の耐震補強だけではなかなか済まない状況で、内部の改修も必要だというふうに考えております。

今回の調査につきましては、建物の耐力度、老朽化した学校施設が建物の構造上危険な状態にあるかどうかを判断する調査でありまして、この結果によりましては改築、いわゆる建てかえの事業に進めるという判断するための確認の調査となっております。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 小学校費、教育振興費でスクールバス2台というのが入っていましたけれども、今回、2台分とは別に2台というお話だというふうに認識しているのですけれども、どこの部分のバスなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） スクールバス2台の内訳ですけれども、1台は中茶安別小中学校に向かいます報徳雷別線、29人乗りです。

それから、もう一台は、阿歴内小中学校に向かいます北片無去線、14人乗り1台です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 基金のところでお聞きをしておきたいと思います。歳入でしょう。基金のところ、今回、基金552万8,000円、これ積むわけですが、この基金、今現在でどのくらい積み立てされているのか、この基金の分を聞いておきたいなと思います。たしか23年度の決算で出ていたのは2億二、三千万円だったのですよ。今現在、どのくらいの基金になっているか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

地域交通対策基金の24年度末の残高につきましては、2億2,043万3,000円となっております。

○委員長（後藤 勲君） 舘田君。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

○委員（舘田賢治君） ただ、今ここで550万円でありますけれども、この基金に入れるという何か得な、特別これは事情か何かあったのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

これは歳入ですから繰入金ですから、入れるではなくて逆に引き出すという形でございます。これはバスの歳出との関係でございます。

○委員長（後藤 勲君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 失礼しました。バス購入のための引き出しで500万円は対応したと、こういうことなのですね。わかりました。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第38号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第39号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、1款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から8款繰入金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第39号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第40号、下水道事業特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、1款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 資材購入費50万円ということですがけれども、何か所分になるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、マンホールのふたをあけるための穴がついております。その穴に合った最近ゴムのパッキンができましたので、それを購入して、それを使って埋めていくという。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

それで、今、マンホールの数が1,156個あります。ただ、歩道の部分にあるものについては水が入ってこないのので、それを除いて車道にある部分で作業をしていくということでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、歳入歳出予算、歳入、4款繰入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第40号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） （発言席） まず、それでは私のほうから、児童生徒の転校という問題で、教育委員会のほうにお伺いをしたいと、このように思います。

昨日の教育長の行政報告にもございましたけれども、本町におけます小学校の入学者数80名、中学校73名というようにお聞きをいたしました。近年、保育園の休園、あるいはまた長い歴史を持つ小中学校の統廃合が進んでいることは、本町の少子化にあると思っております。特に1次産業の戸数の減少、さらには人口の減少が大きな要素があると思っております。地域にとっては学校が何よりもコミュニティーの中心であり、地域を見守ってきたのは学校であることは、歴史が物語っているところでございます。

そこで、教育長にお伺いいたしますけれども、小学校から本町の小学校、中学校へ転校する児童があるというふうに聞いております。現在の通学区の規定、制定といたしますか、どのようになっていますか、まずお聞きをしたいと、このように思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 小学校につきましては、今、9校ございます。標茶小学校、磯分内、虹別、中茶安別、阿歴内、塘路、久著路、沼幌、中御卒別、それぞれのエリアの中で通学区となっておりまして、過去に弥栄ですとか、あと上茶安別地区ですとか、閉校した学校につきましては、標茶小学校のほうに通学区として設定しております。

中学校については、6校あります。標茶中学校、虹別中学校、中茶安別、阿歴内、塘路、

久著路。

それで、小学校とのかかわりでは、標茶小学校、それから磯分内小学校、沼幌小学校、中御卒別小学校の子供は標茶中学校のほうに通学することになっています。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） まず、私がお聞きしたいことは、今、課長のほうから、本町における学校の数とか通学区のことが話がありましたけれども、その通学区の規制の問題です。例えば、標小にはどこの地域が通学するのだ、しなければならないのだという、そういう規定といますか、そういうものがあるのかということをお聞きしているのですが。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 教育委員会の中で定めた中で規制はあります。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 教育委員会の中で定めた規制といますと、どのようなものがあるのか、どのようなことなのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 先ほど申し上げましたように、小学校につきましては、それぞれ磯分内地域、虹別地域、中茶安別地域、阿歴内地域、塘路地域、久著路地域、沼幌、中御卒別という地域につきましては、それぞれ学校がございますので、それぞれの学校に通う形になります。それ以外の児童につきましては、標茶小学校に通う前提となります。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 地域ということをおっしゃいましたけれども、それは当然行政区的な地域だと思えるわけですが、例えばその中でその地域から外れた学校へ通うことができるのかできないのか、お聞きをしたいと思いますけれども。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 原則としては通学区に通っていただくこととなりますが、ご本人、保護者の申し出の中では、区域外通学という制度もございますので可能です。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 原則という言葉を使われましたので、それに直接関与しなくても通えるのだというものが今あるというようなことがお話を聞きましたけれども、例えばどのような事例でもって通学区外へ転校あるいは通学できるのか、お聞きをしたいと思いますけれども。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 保護者の方の特別な事情、例えば勤め先、仕事の関係ですとか、あとお子さんの関係で、ちょっと詳しくは言えないのですが、特別な事情がある場合に、委員会としても認める場合については可能だということです。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） かなり課長、私、もう少し突っ込んだところまでお話を聞きたいのですが、これ以上話しますといろいろ事例がありますので差し支えると思いますが、

私は各論よりも総論という意味でもう少しお話をしたいわけですが、前段私申し上げましたように、人口、特に僻地におけますいわゆる人口減、少子化、これは申し上げましたように1次産業、農家の減少が大きな要因であると思うわけですが、小学校が9校、中学校6校というようにおっしゃいました。その中で、今、地域によっては、あるいは地域の父母の中には、小規模校では十分な教育が受けられないだろうと。受けられないと思うと。したがって、本町のほうへ、本町の小学校、中学校、私たち見る範囲ではやっぱり一応大規模校というようになると思いますが、そちらのほうへ通わせたいのだと。子供の将来を考えて、僻地ではできない教育を大規模校でさせたいのだということで、いわゆる通学区を越境して転校する事案が見受けられるのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 学校の統廃合につきましては、10人をめどで少ない人数で推移するときにつきましては、地域、学校、PTAとの協議の中で検討いただく形となっております。実際には大規模校に通いたいという希望もあるようにはお聞きしていますが、あくまでも先ほど申し上げましたように原則は通学区を守っていただきたいというのがこちらの考えです。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） あくまでも今課長原則というお言葉を使われましたけれども、こういう事態が、例えば確かに私は難しいと思うのです。子供を持つ親が、やっぱり僻地では限られた生徒数、児童数の中でいろんな教育ができないだろうということで、父母の方々が大規模校へやりたいという気持ちはわかるわけですが、そこで私が一番心配することは、ただいま課長がおっしゃったように、行く行く将来は学校のあり方については、学校の存続については、地元、地域、父母会、あるいはまた教育委員会の中で十分話し合っていくのだと、最終的には地域の意向を尊重していきたいのだという多分お考えでしょうけれども、あるいはまたそのようにお答えでしょう。ただ、これはやはり本町が今置かれている学校の問題から考えると、私自身が僻地の小規模校で育ったことを言うわけではないのですが、決してそういう父母の僻地校ではあるいは小規模校では教育が行き届かないのだということは、やっぱり教育委員会の力をもって、ぜひとも、私は払拭していただきたいと思うのですよ。いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 私も統廃合した学校の出身ですので、僻地の小規模校の実態については十分理解しているつもりです。

それで、教育委員の会議があるときには、定例的に各学校も回らせていただいています。小規模校の中でも、校長先生や教頭先生のお話の中でも、いいところ、悪いところ、それぞれございます。

学校統廃合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会行政のスタンスとしましては、あくまでも情報提供しながら、先6年の児童数の推移についてはわかりますの

で、ことしの4月の校長会の中で、各学校の児童生徒数の推移については情報提供してございます。具体的には中御卒別小学校については、もう来年3月ということで確定しておりますし、その後も何校かの地域として具体的に話し合っている部分もございます。強制的に行政が進めてきたところありませんし、施設のにもまだまだ新しい施設もございまして、なるべく地域、学校の意向を尊重しながら、存続できるうちはするほうがいいのかなというふうにも考えておりますので、メリット、デメリットというのがありますので、一概にどちらがいいのかというのは、なかなか判断に迷っているところです。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長のお話を聞きました。最後に、この問題、非常に難しい問題、私も十分理解しております。ただ、私、言いましたように、学校というのは、特に僻地にとっては、地域のコミュニティーにとっては一番大事なところなのです。学校がなくなったところ、住民はなくなって初めてやっぱり地域の寂しさというものが理解できるということがよく言われます。したがって、私も今までに閉校したところの父兄あるいはまた住民に話を聞きますと、学校の存続というのはやっぱり温度差があるのですね。今まで歴史のある学校がなくなると、やっぱり一般住民の思いと、子供たちに十分な教育をさせたいという父母との学校に対する温度差が非常に多いわけですよ。したがって、これは行政ができる限り父母なり地域の要望に応えるためには、学校を存続させるのだというやっぱり行政的な力を私は発揮していただきたいと思うのですよ。

そのためには、私、突拍子もないことを今これから二つお願いをしておきたいと思うのですよ。教育長、笑わないで聞いてください。

まず一つは、よくテレビに出ますけれども、山村留学ということがよくございますよね。府県のほうから親元を離れて、やっぱりこういう自然の中で子供たちを育てたいという親がいると思うのですよ。これらについてやっぱり検討するとか、もう一つは今の先生方の異動の問題ですよ。昔は、ほとんどの先生方は学校の地域の教員住宅に住みました。一住民として、子供たちもその学校に上げて暮らしてきましたよ。指導してきましたよ。今の僻地の学校を見るときに、ほとんどの先生が釧路あるいはまた標茶からの通勤ですよ。私は、僻地に来る先生はやっぱり僻地教育に情熱を持って来る先生が多いと思うのです。僻地の教育のあり方、僻地の子供たちをという情熱を持った先生方が来るのが私は多いと思っているのですよ。ならば、その子供たちをその学校に上げるぐらいの気持ちのある先生を、教育長、来年からの異動で実現させましょうや。

いや、本当、突拍子もないことかもしれないのですけれども、そういうことが、教育の原点は僻地にあると、私自身はそう思っているのですけれども、確かにやっぱり僻地校をこれから守っていくには、そういう手段も方法もあるということ、私はこの問題についてちょっとお願いをしておきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、教師の異動の関係でちょっと

お話ししたいのですけれども、なかなか居住権まで私どもが制限してという形にはなっていないので、私どもはなるべくやっぱり地域の皆さんのそういう希望もあるということで、そういう努力はしているのですけれども、なかなか現実はそのような状況にないということで、実現が難しいといえますか。ただ、中には居住されるという先生方もおられますから、その辺につきましては極力住んでいただく、そのために教員住宅も整備しながらということで努力はしているのですけれども、なかなかそういう面では実現は難しい面もあるということもご理解いただければなというふうに思っています。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 教職員の状況ですが、ことしの5月現在で126名、うち町内が83名ですから、3分の2ぐらいは町内に住んでおられるというのが実態です。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 山村留学制度の活用をすべきではないのかというお尋ねでございますので、お答えをさせていただきますが、山村留学制度につきましては、制度としては本町にはございます。地元の受け入れ態勢というのでしょうか、子供を預かっていただく地元の家庭がなかなか見つからないということもございまして、子供を単独で受け入れるというものは現在ではございませんが、親御さんと一緒にこちらに来ていただけるという部分ですと、この制度に合致をするということで相談等がございしますが、山村や過疎地という言葉がいいのかどうかわかりませんが、そういうところで勉強をしたいという積極的な理由ではなくて、ちょっとした理由で、不登校だった子ですとかなんとかを受け入れてくれますかねというような相談はございます。ただ、そういう理由ではちょっとこちらでは山村留学としての制度の活用は難しいですということで、お断りをした件が1件ございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 結びということでこの件については終わりたいわけですがけれども、今、教育長の教職員の異動といえますか、その問題について、努力はしていると。極力そのような方向で異動なり採用についても考えているというお話を受けました。これは常に聞く言葉であって、やっぱりその教育長の努力が結果として結ばれるような方法をぜひ今後とも進めていただきたいと思います。

さらに、その山村留学についても、地域会あたりがやっぱりその点についてもう少し理解を得られるような方法を、私も地域会を何度か、何年かやっておりましたけれども、なかなか山村留学についてのことは全く理解しておりませんでしたし、そういう面では行政と地域がこの問題についてもっと一体化したような手段、方法を今後の町内会、町会ですか、会があると思うのですよ、その中で訴えるなり、あくまでも私は本町の僻地校をなくさない、学校を減らさない、やっぱり伸び伸びと過ごす、自然の中での教育を進める原点があると思いますので、なお一層の保護者あるいはまた地域への要望を強くお願いしておきたいと、このように思います。

お答えはもう結構です。先ほどの教育長と課長のお話を聞きましたので。

次に移りたいと思います。

今年度の農林水産業費の中で、農業振興費の2,950万円が計上されておりましたし、その名目が標茶酪農再興事業というふうな予算づけでございました。年度当初の中で私、十分それを議論すればよかったのですけれども、できておりませんでしたので、ここで改めてその事業内容なり進捗状況を、この2,950万円についての具体的な施策をお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

新年度予算の中で標茶酪農再興事業ということで上げさせてもらったもの内容について、お答えいたしたいと思っております。

かねてから標茶の酪農振興について、農協さんのほうとも緊密に連携をとりながら、どういった施策を打てばいいのかということと相談してきたところでもあります。JAしべちのほうで、平成24年度から5カ年間の中期計画が今始まっているところなのですけれども、その中期計画を立てるときに行いました現状分析、アンケート調査の中で、74戸のうち35.4%において後継者がいない、そういった結果が出ております。また、明らかな経営中止あるいは経営譲渡も27戸、現営農者の中の回答数の中なのですけれどもあったということで、このままでは生産の縮小あるいは特定地域の限界集落が避けられない、そういうことが課題として浮き彫りになったところでもあります。

土地や気候条件などを考えると、将来にわたっても酪農畜産業が本町の基幹産業であることは変わりありませんし、恵まれた自然環境にも配慮しながら、生産環境を維持向上させなければならないということと農協とも確認し合いながら、中期振興計画に合わせて集中的な対策を行うことで、本町酪農畜産業の地盤沈下を抑制しながら、持続的な発展に資することにしたいということで、幾つかの事業をこの再興事業、再び興すということで、格好よく言うとルネサンスという言葉が当てはまるのですけれども、そういったことで策として立てたところでもあります。

基本的に、この再興事業全体として平成25年度から平成29年度までの期間限定の事業ということで、まず第1期、第1期と申しますか、今期は考えておまして、内容的には5点ほど挙げております。先ほどの農業振興費の中に入る部分につきましては、草地更新加速化事業、それからバイオガスプラント普及推進事業、畜舎排水処理施設普及推進事業、新規就農受け入れ体制整備事業ということであります。また、畜産費のほうで、乳牛改良事業ということで負担金を上げているところであります。

そのうち草地更新加速化事業なのですけれども、こちらにつきましては、JAの中期計画策定に当たっての現状分析の中で、地域総合交流協定を結んでおります酪農学園大のほうからもご指摘をいただいたのですけれども、本町の土地利用型の酪農の一番の利点は、一番の戦略的資源は土地であるにもかかわらず、意外と調べてみると購入飼料に頼っている生産者が多いと。このままでは非常にその資源を有効に活用していないということでありまして、

例えば土壌成分がアンバランスな畑が見受けられること、あるいは飼料としての調製技術の部分等々がありまして、問題があるのですけれども、特に草地更新のスピードが遅いという指摘があります。この部分、農協さんも非常に危機感を持っておりまして、これまでも独自の対策を打ってきたということで説明を受けているのですけれども、この5年間に草地更新に生産者の方々に目を向けてもらうという意味で、町のほうとして概算でヘクタール1万円ほどの予算を用意して、JAの草地更新加速化の取り組みを後押ししようとしております。

それで、農協のほうで中山間事業を活用しながら圃場のGIS化ということを進めておりまして、その基本的なデータになるのが土壌分析の資料になってくるといふふうに私は考えております。そういうことも兼ね合わせまして、ただ草地更新のためにお金を出すのではなくて、土壌分析をして、そしてきちんと適切な肥料を用いた上で草地更新をするという部分について、町の補助について上乘せをしていきたいということで申し入れをしておりまして、現在、具体的な事業費の出し方等については、農協の担当のほうと協議しながら詰めておりまして、もう少ししたら形ができてくるといふふうに考えております。

この事業につきましては、今のところ、この5年間で更新率を10%まで引き上げるということの一つの目標にやりましょうということで、まずは取り組ませてもらいたいといふふうに考えているところであります。

それから、2点目のバイオガスプラント普及推進事業につきましては、これはご案内のとおり、町、農協、普及センター、酪農学園大、酪農振興会連合会、それらの団体で標茶町エコヴィレッジ推進協議会というものを昨年立ち上げまして、酪農における家畜ふん尿のバイオガスとしての活用について普及、検討していきましょうということで取り組んでいるのですけれども、生産者あるいはJAさんの努力もありまして、農水省の補助事業を使って昨年度の事業で採択を受けて繰越予算となりまして、今現在、1基、阿歴内地区で建設中であります。できれば主要河川沿いにこういった施設があるのが望ましいなといふようなことを考えておりまして、これらの施設について後押しをするという意味で、プラント設置から10年間の資金利子負担額の25%以内、上限を100万円と定めまして、初年度に一括補助金として差し上げるということで予算化をしております。

進捗状況につきましては、先ほど申し上げた1基まだ完成しておりませんで、今年度中には完成して稼働するということですので、こちらの推移を見ながら申請が出てくるものといふふうに考えているところであります。

それから、3点目、畜舎排水処理施設普及推進事業であります。これは畜舎パーラー室等からの排水の処理の関係であります。これは毎年のように水質汚濁防止法の規制が厳しくなるということが言われておりまして、生産者の中には早くから対策を打っていらっしゃる方もいるのですけれども、こちらのほう、中山間の共同取り組みで昨年からの実施をされている部分がありまして、なかなか手を挙げる方が少ないということで、わずかながらでもこの再興事業の中でも取り上げて、少しでも多くの方々に畜舎排水の浄化装置をつけてもらおうということで用意したメニューであります。こちらにつきましては、施設整備自己負担額の

50%以内で上限50万円ということですが、これをJAと折半しながら補助をしていくということ考えているところでもあります。

それから、この再興事業、新年度予算検討時には、新規就農受け入れ体制整備事業ということで名目をつけておりますけれども、こちらせんだってのJAの総会でも可決されました新法人の設立に絡みまして、農協さんのほうとそれから雪印種苗さんと協議をしながら、町からもご支援いただきたいという要請がありまして話をしてきたのですけれども、設立に当たっての出資をしていただけないかということでありまして、内容等を十分吟味しまして、この法人、標茶でこれから必要になってくる草地の活用について、雪印種苗のノウハウを生かしながら実践的に取り組み、そしてさらにその活動について地域に波及させていくという、こういう目的がある、あるいは農協さんとしてまず第一に掲げていた地域の生産量を低下させない、そういうこと、また一般の法人あるいは戸別農家さんと同様に、新規就農希望者の研修の受け入れの申し入れがあれば、それは最大限努力して受け入れてくれるというような話もありまして、出資ということで進んできております。新聞報道等もあったのですけれども、今のところ、本町については、全体の出資額の10%未満ということ考えておりまして、945万円を予定しているところでもあります。

それから、乳牛改良事業のほうにつきましては、ホルスタイン改良同志会がこれまでも活動を熱心にされているのですけれども、こちらの活動、趣味の世界というふうにやゆされる方もいるのですけれども、やはりこれまでの酪農の発展を支えてきたのは乳牛の改良が一つであったろうというふうに認識しておりまして、これも5年間ということでもありますけれども、若干今までの活動費補助に上乘せをした形で、さらに標茶の酪農を支えてもらうための改良の強化ということでお願いをするという意味で、30万円ほどの金額を上乘せしているところでもあります。

ということで、事業のあらましと取り組みの概要なのですけれども、まだ緒についたばかりで、具体的な取り組みについてはないのですけれども、少しずつどういった方向で行くかということが見えてきているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 事前に課長と打ち合わせをしておけばよかったのですけれども、急なあれで申しわけなかったわけですけれども、おっしゃるように、今回のこの事業の目的が、本町の1次産業の地盤沈下をとにかく食い止めようということでのいわゆる再興事業ということですので、今、五つの大きな主眼点を持ってこの事業に取り組んでいくということについては、私自身はやはり改めて本町がやっと1次産業の重大性を感じながら腰を上げてくれたのかなというような気がいたすわけですけれども、そこで草地の問題ですけれども、課長、簡単でいいです、簡単にお答えいただきたいのですけれども、ほとんどの農家は牧草地を更新していくというのは割に補助事業でやるのが多いのですね。今般、東部のほうについても道営事業が始まっていますし、あるいはまたそうでないところは公社ですとか、いろんな補助事業ですと思うのですけれども、これは自己資金対応のみということ考えてよ

ろしいのでしょうか、それともいわゆる補助事業もそれに入るといことですか、まずそれ1点。

それと、バイオガスの普及に努めていくということで、今年度は阿歴内地区への事業に積極的に取り組んでいくのだという姿勢が見られるわけですが、これは今お話がありましたように、10年間の利子補給をしていくのだと。それを今年度は一括、利子を今年度払うのだということで、私、誤解かもしれませんが、ちょっとその辺お聞きしたのですが、それでよろしいでしょうか。

それともう一点は、非常に難しい問題ばかりを今回、再興事業で取り組むというふうに理解するわけですが、新規就農絡みの新法人の問題です。実は、後ほど同僚議員の館田委員のほうから詳しくまた質問があると思うのですが、私、簡単にお聞きしておきたいのですが、私も6月8日付の新聞で初めて内容を知ったわけですが、まさに行政が民間との組んでの資本金を出し合いながら法人を立ち上げていくのだということは実に珍しいことでしょうし、私もこれについては、非常に無責任な言い方ですが、興味を持っているわけですが、生産法人ですから社長はどういうふうなことを、どこが社長をするのかということが一つと、これの決算の問題ですが、これは連結決算には農協とはなるのかならないのか、その点ちょっとお聞きしておきたいと思うのですが。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 3点についてお答えいたしたいと思います。

まず、草地更新の関係なのですが、当方といたしましては、道営、国営、公社営等の補助事業で補助金をもらっているものについては考えておりませんが、農協あるいは中山間で行っている簡易更新の部分についてご案内をさせていただきたいというふうに考えているところがあります。

それから、バイオガスプラントに対する助成なのですが、先ほどちょっと説明が不十分だったかもしれないのですが、補助金の出す名目として10年間の資金利子負担額というふうに申し上げたのですが、それを補助金のボリュームの算定のために用いたということで、負担額の25%以内で上限100万円を一括初年度に交付をするという、補助金の出す意味合いというのは利子負担の助成なのですが、それを一括で初年度に出すという、そういう形づくりをしたいというふうに考えております。

それから、法人の関係であります、これ今年度中に設立をされるということで、これから設立発起人委員会に流れていくというふうに思っているのですが、まだアウトラインでしか話し合いが行われておりませんが、恐らく社長については、一番の出資者であるJAしべちゃのほうから出されるというふうに落ちつくのが妥当な線だと思いますが、まだ私のほうでは確定しているというふうには認識しておりませんが、回答については控えさせていただきますというふうに考えております。

それから、連結決算の関係につきましても、新聞で報道されていたのはたしか農協の出資65%だったと思うのですが、これは農業生産法人になる部分で若干規制がありまして、

いずれは出資比率、若干農協の持ち分が下がって、種苗さんの持ち分が上がるのかなというふうに思っているのですけれども、農協法の中で本体と連結決算しなければならないのが何%以上の持ち分なのか、ちょっと私、承知しておりませんので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私も本当にもう少しこの新法人のことを勉強していればよかったのですけれども、しかしながら、このたび私どもは新聞報道でしか理解しておりませんでしたので、これについては本町が9.95%というふうに出資となっているということで、出資金は940万円というふうにお聞きをいたしました。

ぜひ本町にとってはこの新法人が改めて必要性があるというふうに、JAも十分理解しておりますし、それがゆえに先般の総会でも賛同を得たというふうに私は理解しております。したがって、先般の未来ファームについては、いろいろな問題があったことは私も承知しておりますし、課長も十分本町としての責任がどうであったのかということもおわかりでしょうけれども、ぜひその点については、この過ちを二度と繰り返さないためにも、この新法人については十分な議論を進めながら進めていただきたいと思います。さらに、この2,950万円が、25年から9年までの第1期というふうに先ほどおっしゃいました。引き続いて1次産業の再構築を図っていくためにも、ぜひ十分な予算づけをしながら、地盤沈下を防いでいただきたいと、このように思います。

それでは、もう一点だけお聞きをしておきたいと思います。

私は、議会に出て初めて質問したときに、いわゆる農業共済についての合理化で本部の誘致の問題で町長にお聞きをいたしました。そのときには町長のほうから、いろいろと今、行政間でも問題があるというようなことでのことですのでということで、議事録をとめてほしいということで、とめてお話を、経過をお聞きいたしました。1年たったわけですから、当然27年には本町においては釧路地区の本部がここにありますが、北海道内の5共済組合の一つの根室と釧路の一つということでのいわゆる本部の誘致の問題があるかと思います。我が町にとっては、1次産業である酪農のやっぱり基本である共済組合の本部がどうなのかということについては、町民を初め酪農家がいろんな気持ちで期待を持ちながら注視していると思うのですが、その後の経過をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を続行します。

副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど委員のほうからお尋ねありました事案につきましては、それぞれ慎重に推移を見計らいながら、これからも注視してまいりたいと思います。ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、副町長のほうから答えがございました。

どうか積極的に本町が事業に携わっていくという姿勢をぜひともとっていただきながら、情報の収集にお努めいただきながら、いち早い報告を私ども待っていたいと、このように思えます。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○委員長（君） ほかにご質問ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） （発言席） 私は2点質問をしたいと存じます。

ことしは寒さも例年になく12月からの寒波でございましたし、雪も12月から何度となく降って、この標茶の大地を本当に雪で覆って冷え込ませたとんでもない冬であったというふうに私は記憶していますが、そこで一番標茶において寒冷地でございます虹別のことについて、ここに絞って質問したいと思います。

12月から3月までの間に、虹別の小学校、中学校の始業時間が変更になって授業がおくれた日というのは、この4カ月間に何日あったかをまずお尋ねします。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） お答えいたします。

虹別小学校、中学校、それぞれ同じ日にちで同じ時間でありまして、1月が3日間で臨時休校が1日、繰り下げ、いわゆる時間をおくらせたのが2日、2時間目からの始業です。それから、2月が1日、これは繰り上げです。4時間目以降下校したという。それから、3月が2日間、繰り下げで3時間目と2時間目からの始業となっております。それぞれ学校の報告では、吹雪のためとスクールバス路線の吹きだまりによりバス運行が困難であるという理由であります。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） この虹別が特に繰り下げ授業があったというふうに、私が磯分内近辺にいろいろ調べをした結果、磯分内については一日も繰り下げはなかった、こういうことで、これが教育委員会に私がどうこう言うことでなくて、建設課が受け持っているこの除雪体制について、私少し突っ込んで質問したいと思います。この12月から3月までの4カ月間に、幹線道路は一度も不通になっていないわけですね。8時までには全線通行していたと、こういうことですが、スクールバスがどうしても運行が滞ったのか、これについて担当の方の適切な返答をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

町道の通行どめについてでございますが、虹別地区に限らず国道、道道のように遮断機等が設置されておりません。いわゆるゲートによる遮断というのはできない形になってございます。虹別地区におきましては、ことし、委員ご指摘のとおり、かなり吹雪の日が多かった状況でございます。町道につきましては、今ご指摘のとおり、公式で何時から何時まで通行止めです、というものは確かにございません。ただ、これまでの経験上で地域がいわゆる生活道路としても使われているものですから、機械的に通行止めということが果たしていいのかということもございまして、通行止めはしておりませんが、地元の皆さん方は吹雪になれば動かなくなるということがありまして、機械的に材料を使ってとめることはしておりませんが、道道、国道については、このシーズン間で、回数はちょっと今わからないのですが、何度となく通行どめになっている状況と理解してございます。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 虹別に除雪センターがあるわけですね。磯分内、弥栄については、委託業者が、これは町の司令塔から除雪するのを待ちなさいとか、すぐやりなさいとか、という指示が、吹雪の度に出ているのかどうか私は知りませんが、磯分内の学校に問い合わせたところ、委託業者の方がスクールバスを滞りなく走らせるために、早朝から通路の確保を行っている。したがって、タンクローリーもスムーズに磯分内の工場やら集乳クーラーステーションに入っている状況を私は知っています。虹別の除雪センターに相当な機材もありますし、それから委託業者も3社ですか、そういう重点配備をしても8時まで通路が確保されないのか。個人によってはどうしても病院へ行かなければならないと思っている方も、道路があかなかつたら出られないですね。道道でみんな磯分内とか標茶のほうにつながっているし、もちろん国道があのように縦横に虹別は走っていますから、どうして町道がこれだけの機材、業者がいて、除雪がこんなにいろいろ町民の方から苦情が出るようになっているのか、その点についてはいろんな考えがあると思いますけれども、担当のほうはどう思っていますか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 虹別の場合、委員ご指摘のとおり、直営部隊を送り込んで、これまでも業者さんのほかに直営のダンプの除雪車3台、ロータリー、それから各級のグレーダーを配置してございます。これは、これまでの経験上もやはり雪が降っただけの問題ではなくて、風の問題がございまして、雪が標茶市街、虹別以外がおさまっても、その後の除雪に出動のできるのが風によってもかなり影響があるということが一つあります。その状況によりましては、除雪が出動5時半から7時20分までに1車線確保することに努力しているのですが、降雪がとまっているのですが地吹雪でもって途中まで行ったら、途中から除雪してもすぐ後ろから埋まってきてしまうというときには戻らざるを得ないというようなこともございまして、虹別の地域内だけでも虹別岳寄り、それから市街寄り、それから計根別寄りというふうに状況が非常に異なっているという状況から、間に合わないケースがあるかと思いますが、できるだけ地元のほうの配置しております職員のほうでその状況を把握し

て、私どものほうにも報告してというようなやりとりの、それから学校とのやりとりもスクールバスの会議等も私ども出席しておりますし、お互いに連携して情報交換しましょう、子供たちのスクールバスにおいては安全を第一にして頑張りましょうということで、確認はしているつもりでございます。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これは私がどうも課長のお話とかみ合わないのは、さっき具体的に言いましたよね、磯分内の委託業者は早朝5時からスクールバスの確保のために一生懸命努力していると。そして、小学校の前庭にスクールバスが入ることもちゃんと押してくれている。虹別については、除雪センターに5台ですよ、ロータリー車も含めて。それから、業者は標茶から委託されている方もいますけれども、地元にも2社。これで、極端なことを言いますが、その業者の判断で5時から仕上げてすぐ走ったら、上虹も萩野も全部多和平の育成牧場までもはけるのですよね。私は、課長が、言いつらいですけども、きちっと前日から天気予報を見て、あしたはスクールバスがちゃんと定時に学校へ走るようにやりなさいよという指示がちょっと緩いのではないかと考えていますよ。それについてどう思いますか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 除雪に関しましては、この議会の中でもさまざまな議論をいただいております、もちろん路線を確保することがまず大事なことです。それから、経費節減についてもということも議論もいただいております。職員の、それからバスとの関係と安全のことについても、ご議論いただいております。

それらを総合的に考えなければならないなという難しさがあることは理解していただきたいと思っておりますし、それから時間につきましては、今、前段で申し上げたことを総合的に判断して5時半スタートということで町内はルール化しておりますが、郊外につきましては、場合によっては早く出ても結構ですよ。ただ、それも雪の降り方によりまして、私ども雪が降る、今ご指摘にありましたように、天気予報を見てどこでスタートをさせるかというのは、パトロールを含めて非常に悩むところでございます。というのが、やはり早く出し過ぎますと早過ぎるという苦情をいただきます。こんなもので除雪を出してお金は何ぼあっても足りないのではないかとご指摘も受けます。できるだけ遅くならないで、そして1車線確保する、これまでの経験上と言うと、1車線確保するためには5時半スタートでも通常の雪であれば間に合うであろうという業者さんとの懇談等も含めて決めてきた経過があります。

郊外については、あと先ほど言ったとおり、若干早く出ても構いませんので、それはあくまでも雪の、今の積雪状態で判断しています。そして、会社さんができるだけ虹別、ほかの地域もそうなのですが、地元の会社があるところでは、基地では、そちらもそこからすぐ作業ができる場所に配置しているつもりでございます。できるだけ早いところからスタートできて、そして準備時間も含めまして私どもは少なくとも30分前、できるだけ1時間以上前、できれば前の日にも指示を出すケースもございます。ただ、できるだけ早くやっついこ

うと。職員も休ませなければなりませんし、ことしの特に3月のあの新聞報道されましたとおり、隣の町では死亡事故まで発生したようなときのあの2日、3日の状況等を考えますと、やはり雪がおさまってもその後の風がおさまらない限りは、虹別地区については場所によっては全く出勤させられないというようなこともございます。そのあたりで総合的に判断して、やはり雪の多いときには、どうしても7時半までに1車線確保できないというところも出ようかというケースはあると思います。それがたまたまスクールバス等の路線で、そこで学校さんのほうで判断された、それにつきましては、学校さんのほうの子供たちへの安全の配慮を優先されたということでご理解いただければなと思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は、磯分内の排雪状況を見ていたら、約2倍の機動力が虹別に備わって、もそら、もそら、やっているというふうにはしか見ておりませんので、私も上磯分内、多和平、弥栄の吹雪の状況は知っています。私も親戚が虹別ですから、しょっちゅう虹別には行きますから。課長が本当は寝泊まりしてあそこで指令をしてくれればなと思いますけれども、やっぱり電話連絡で状況判断をしてと先ほど私に言いましたけれども、そういうことでは定時に、全てタンクローリーも、おくれれば、おくれるほど磯分内工場が夜まで受け入れを待って集乳しなければならない。そういうことも勘案して、倍の機動力をフルに活用して司令塔がしっかりやっていただくことを私はここでお話をして、この件は終わりたいと思います。

次に、補正予算の中でも公営住宅の長寿命化設計の件が出ました。私のいる磯分内地区が対象になったようでございます。磯分内の多分、北公住が対象になるのではないかと思いますけれども、この規模の住宅長寿命化計画の対象規模を詳しくここで聞きたいと存じます。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

6月補正で上げさせていただきました公営住宅の建設費の委託料関連かと思えます。磯分内団地で今回スタートするというところで、経緯についても若干触れさせていただきます。磯分内団地、平成13年以降、休止しておりましたけれども、管理課サイドのほうとの内部協議も含めてアンケートの結果も出まして、以前よりも入れかえ状況がいい結果のアンケートが出てきているということで、下水道も普及されているということも含めまして、敷地が確保されている磯分内地区の休止を解いて、磯分内地区の北団地、今、委員おっしゃられたとおりです。北団地の改築、これにいくべきだろうということで、今回の委託料につきましては、この実施設計、公住の実実施設計に対するものが900万円でございます。それから、今、委員ご指摘の長寿命化の策定委託料というのが、26年度から交付金事業で採択されるためには、長寿命化計画を策定しなければならないという条件なものですから、これにつきましては、以前、総務委員会のほうでのご報告をさせていただきましたけれども、長寿命化計画をここで26年度、磯分内にいくためにも今年度つくりたいということで、350万円計上させていただきました。そういうことでございます。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） もうちょっと具体的に教えてほしいのですが、約22戸、4戸建てやら2戸建てがあるのですが、これが全戸対象になるのか、それから住んで20年から、長い人はもっと長く住んでおられるうちに、だんだん高齢化して、お風呂場とかトイレとか、従来の公営住宅では、なかなかつらいと、こういった面も私、前回、開運の公住もすばらしいなと思って見ておりますし、そういうふうにある程度高齢者の方も快適に過ごせるようなバリアフリー型とか、そういうことは十分検討されるでしょうか、その点についてはどうですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 最終的には長寿命化計画の中で示されることとなります。今は原課のほうで想定してございますが、現22戸をお客様のほうのニーズで20戸に減らす可能性があるかなとは思っています。何年かかけてつくっていくこととなります。今、敷地の関係もございまして、1棟3戸物と1棟4戸物になる可能性はあるかなと。これもまだ決定のことではございませんが、それも頭の中に入れてございます。敷地との関係で余裕ある空間をとりたいたいというのがあります。

それから、今ご指摘の内容についてなのですけれども、これまで古いタイプと劇的に変わったなど多分思われるのは、今ご指摘の開運かなと思います。開運、それから麻生の経験をもとにして、磯分内のほうにも風呂なりバリアフリーなり、一般の方も使える、一定程度の高齢者の方々もできるだけ支障なく使われる、いわゆるユニバーサルデザイン的なことも取り入れて、具体的にはこの実施設計の中で組み込んでいきますが、イメージとしては麻生、開運というようなものを想定していただいて結構かなと思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は、本町ばかり住宅建設が行われるので、かなりこの何年間か不満を持って、地方の磯分内とか虹別にも、本町もやってよいから磯分内も虹別もみんな古い下水道も設置できない公住でずっといるのかということ、磯分内も下水道がつながるように、今の公住はやらないそうですから、早くやれるようになればいいなと思っていたので、大変これは地域にとっては朗報でございます。何年かかるかわかりませんが、ひとつ実現可能なように努力していただくようお願いいたします。

これをもって私の質問を終わります。

○委員長（後藤 勲君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 私は、1点だけに絞って質問いたします。中身は、テーマは体罰の問題です。

行政報告やいただきました資料で、4月に、体罰により亡くなった方もいるということで文部科学省が大変これを重視しまして、今までのような調査ではだめだということで、直接、生徒、保護者あるいは小学校の保護者と児童に対して、体罰についての調査を実施したわけですね。

本町では中学校が、そちらの資料ですけれども、「ある」と回答したのが5件、それから保護者が「ある」と回答したのが4件あったわけですが、学校で再調査して、結局のところ体罰があったというのはゼロ件だという結果になったのですね。この辺どうしてそういうふうになったのか、その経緯をまず説明していただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 昨日、教育長の行政報告でご報告させていただいたとおり、アンケートの調査については、ただいま委員からありました数字であります。

2校の部分につきましてアンケートでありましたので、各学校において丁寧に再度調査した結果につきまして、学校管理者である学校長からの報告で、体罰の実態はなかったという結果の報告を受けているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 中学校の生徒の回答で、体罰があったと回答したのが5件ですね。そして、学校で再調査したのが3とあるのですけれども、これは学校数をあらわしたものではありませんのですか。今、2校と言いましたけれども。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） アンケートの中に「ある」と答えてあったのですが、答えた方の氏名等、不明な部分が多過ぎて、学校で再調査するには至らないアンケートの結果だったという委員会の判断で、学校には調査は必要ないというお話をいたしております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 不明だから調査が必要ないということにはならないと思うのですね、そのための調査ですから。

文部科学省は、こういう形の調査は初めてなのですからけれども、今回の調査に当たって、今までと違って正確に実態を把握するための手法を工夫しなさいという、たしかそういう指導といいますか、指示が入っていますよね。正確に実態を把握するために、学校では開封しないで、4月の段階で学校では開封しないで真っすぐ教育委員会に持ってきて、教育委員会が開封すると。そうすると、割と正確な、割とというか、学校のことを気にしないできちっと実態が報告できるということで、そういうやり方をやったと思うのです。それで出てきた数字が5件と4件なのに、どうしてまたそれを学校に戻して再調査したらゼロになるのかと。これはちょっと矛盾ではないかなというふうに思うのですよ。これ実態を正しく反映していないのではないかなという懸念があるのですけれども、それはどうなのですか。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 3月の定例町議会でご説明したとおり、文科省が行うということで道教委から調査の事前に説明会もありました。

アンケートの結果につきましては、全て教育委員会の担当のほうで開封いたしております。中身を確認した結果、学校で再調査が必要だという部分については、学校に再度の調査をお願いしたところです。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、だから学校を中に入れると正確な実態が把握されないから、今回は真っすぐダイレクトに委員会に持ってこさせるような手法を工夫したわけでしょう。それまた学校に戻してゼロになる。そこで学校に戻してどういうふうに、ゼロになるようなと言ったら語弊があるのでしょうかけれども、調査の仕方をしたのか、どういう聞き取りをしたのか、どういう人に会って5や4の数字がゼロになったのか、具体的に教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 調査の手法につきましても、スケジュールにつきましても、道教委教育局の説明、指導、指示のもとに行っておりますし、開封は全て教育委員会事務局で行っています。開封した結果について、学校で再度調査が必要な部分については学校に戻してくださいというの、道教委のほうの指導であります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、学校に戻して学校でどういう再調査したのですか、具体的に。その結果、ゼロになったわけですから。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 原則として、アンケートの調査票は記名方式になっております。記名された教職員の方ですとか保護者の方、児童生徒の方についても、問題が問題ですから、丁寧に適切に学校管理者、学校長が再度の調査を行った結果を報告を受けるという形で報告を受けております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、だから抽象的な表現ではなくて、具体的にどういうやりとりをしてゼロになったのかということを知っているのですよ。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） アンケートの結果そのものはご本人がそれぞれお答えした内容でありますので、その事実関係等を確認するために学校に戻して、学校長のほうが適切に丁寧に調査した結果を教育委員会として受け取るということです。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 具体的に、あったと答えた生徒や保護者と、学校長あるいは学校が接触して話し合いを持ったみたいなことがあったのですか。その辺の具体的なことを知っているのです。正直か不正直かわかりませんが、5件ありましたと答えた生徒、4件あ

りましたと答えた保護者、この人たちのその回答が調査の結果、なぜゼロになったのか。その間に何があったのかということ具体的に聞いているのですよ。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） アンケートの結果そのものが事実かどうかというのは、こちらでは判断が付きません。学校長が保護者、教職員等に聞き取りする、説明するというのも、全て道教委の指導であります。その結果を受けて学校長が判断したものを、教育委員会に報告されたものを、教育委員会としてはなかったというふうに判断したところです。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 学校長と、あったと答えた保護者や生徒と、どういうやりとりがあったのですか、具体的に。それはつかまえていますか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 現場に私がいたわけではないので、どのような調査をしたというのは、それはちょっとわかりかねますが、学校長が適切に判断した結果については受け取りますし、学校としても保護者または教職員の方々にも説明会を開いて理解を得ているという報告は受けております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それ、だめですよ、それは。だって、文部科学省がわざわざ、今回、道教委を通して正確に実施した調査を把握するための手法を工夫しなさいと。そのために教育委員会も学校で開封するのではなくて、学校で事を済ますのではなくて、真っすぐ教育委員会にダイレクトに持ってきて、教育委員会が開封したと。それで、あったよという正直に答えた人たちを今度また返したわけでしょう、学校に。そして、学校ではなかったという、これはずっと以前の調査と同じやり方ではないですか。そして、学校と、あったと答えた生徒や保護者との間にどんなやりとりがあったのかはわかりませんという言い方は、調査をした教育委員会としては余りにも無責任ではないですか。わかっていないのですか、本当に。

○委員長（後藤 勲君） 何回もやりとり同じようなことばかりやっているのだけれども、もしあれだったら教育長、わかっているなら話してもらったほうがいいし、時間ばかりかかるので何とか考えてください。だめだ。

○教委管理課長（高橋則義君） 済みません、休憩いいですか。

○委員長（後藤 勲君） 休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、今まで何度もこの議会で言っていますが、学校や先生

方、学校長を信頼した上でいつも質問していますよ。そのことは自分の言葉としても質問する際に出していると思うのですが、今回、正確に実態を把握するための手法を工夫するというので、そのために学校がダイレクトにやるのではなくて、保護者や生徒から真っすぐ教育委員会に出して教育委員会が開封すると。それを、体罰を目撃したとかというのは、本当に目撃したから自分が受けたこととは違って軽いというのは、これは認識はやっぱり薄いですよ。いじめもそうですよ。目撃ということ、例えばいじめの問題でも、見たけれども何もしないで見たまんまできているということについても、文部科学省は問題にしているわけでしょう。だから、体罰だって同じなのですよ。だから、目撃しただけだから、実際に受けたわけでないから、それは質が違うのだという言い方は、それは違うと思うのです。

それで、私は、せっかくそういう正直に答えられるようなスタイルにして「ある」と回答したのが5人と保護者が4人、それがいつの間にかゼロになっているということで、おかしいなど。もうちょっと詳しく調査するべきではないのかなというふうに感じたので、そういう質問をしているわけなのですよ。

そして、校長と当事者との間で、あるいは学校と当事者の間でどんな具体的なやりとりがあったのかというのを、課長は知らない、現場にいたわけでないから知らない。これは無責任ではないですか。調査を担当した教育委員会、調査を担当した当事者の責任者としては無責任ではないですかということを行っているわけなのです。それどうですか。見るべきではなかったのですか。そこまで聞くべきではなかったのですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 体罰調査自体につきましては教職員係のほうでやっているのですけれども、私も指導に関してあるいは開封に関しては一緒に参加しているので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、今回、おっしゃるとおり、委員会において開封をして、一つ一つに対して精査をしております。それを見て判断をして学校のほうにもう一度再調査をお願いし、さらにその報告によって委員会としてどう対応するかということを検討するという段階の手順を踏もうということを進めてまいりました。

今回、学校の調査に関しては、特に担任であるとか当事者であるとかというところには聞き取りをお願いしないで、管理職による聞き取りを原則としています。したがって、本当に客観的な立場で事実をしっかりと確認してもらおうということをお願いしているところです。それに対して、今回、学校のほうから報告書が上がってきて、それを検討し、体罰でないと委員会で判断したということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そこを理解できないから質問をしているわけで、学校を中に介す…、僕は標茶の学校については本当によくやっていると思っています。だけれども、往々にしてやっぱりいじめや体罰というのは起き得ることであって、本人が自覚するとしなくてかわらぬ起き得ることであって、学校を中に介するとそういう正確さが伝わってこないの、

今回のような調査の形式にしたと。そのときに、数字が出たことについて、報告書を上げてもらって判断したということですよ。そうではなくて、やっぱり委員会が現場に行って具体的にその実態を自分の目で確かめるということが、そこまでの責任が今回の調査にはあったのではないですかということを知っているのですよ。どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 委員お話しのとおり、本当に標茶町の先生方は熱意いっぱい一生懸命教育活動に取り組んでいただいていると思います。ただ、今回、このような件数が発生したということに関しては、我々も驚いているところですけども、調査に関して、あるいはその手順に関してについては、私のほうで管理職と相談をしながら進めてきております。

また、具体的な報告書という形なのでですけども、その間にはもちろん私とあるいは担当とのやりとりも十分あったということもご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 実態はそういう調査であったということがわかって、これから私が同趣旨の質問をしても同じ答えしか返ってこないの、委員長もいらいらしていると思いますので、ちょっと角度を変えて質問します。

今回の体罰の問題なのでですけども、学校教育法11条でしたか、体罰について記述されているのは、体罰ということで、体罰に関する事例もいっぱい載っているのですよね、文部科学省。これが体罰だとか、これが体罰でないとかということ自体もおかしいと思うのですけれども、それはほとんど身体的苦痛に関することですよ。私は、教師やあるいは部活動等の指導者による言葉による精神的苦痛、こういうのは体罰に入らないかどうかということ、その認識はどうですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 委員ご指摘のとおり、文部科学省からは学校教育の手引として、さまざまな体罰の具体例があります。具体的には、殴る蹴るなどの身体的障害となるもの、肉体的苦痛を与えるような懲戒、あるいは体罰の影響として心理面であるとか学習面、いろいろな人間関係、そういったところにも言及しているところでもあります。

したがって、教師にとっては、殴る蹴るはもとより、やはり身体的な影響を及ぼすそういった暴言であるとか、心を傷つける言葉、そういったものにも十分配慮していかなければならないと考えているところです。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは一致しています。

それでは次ですが、今回の調査の結果について、これこれこういう経緯でこういうふうになりました、調査したわけですから、調査の対象である保護者や生徒や子供たちに、その結

果を私は知らせるべきだと思うのですが、それはそういう手だてをとっていますか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 該当する学校では、今回の一連の調査を踏まえて大きく意識が変わっています。例えば、部活に対する考え方であるとかその体制、学校を挙げて教育活動の一環であるということ保護者にもう一度周知徹底する、そういう取り組みをしているところでもあります。

また、小学校においても、言葉の暴力であるとか、いじめ問題も含めたこういった人間関係づくりについて、改めて校長会、教頭会等でも確認しているところでもあります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後の質問にしますけれども、学校から体罰を一掃する取り組みの一番基本的なかなめは、学校現場、学校の職場の中での徹底した議論ですね。そして、保護者との話し合い、これが一番かなめだと思うのですよ。それはそのように認識されていますか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 全く同じ認識です。先ほども申し上げましたけれども、今回の一連の調査、あるいはこれまでの経緯も踏まえて、アンケートを通して体罰の事例以外にもさまざまな学校に対する要求であるとか言葉がありましたので、それを各学校では受けとめて、もう一度先生方の意識改革、それから保護者への啓発、特に勝つことにこだわったこれまでの部活動を見直し、教育活動の一環として部活動あるいはそういった教育活動はあるのだということをもう一度確認し合う場となっているところでもあります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今、室長が言われたことの具体的な取り組みと成果について、今後ぜひ機会があれば知らせていただきたい。いじめや体罰の件数については報告はありましたけれども、そういう生きた取り組みというのをぜひ知らせていただきたいと思います。それが最後の質問なのですが、一言お願いします。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 我々のほうでも、こういった数値の発表だけではなく、やはり各学校の先生方、あるいは学校が努力している、頑張っているところをやはりもっと広めていくという努力を今後もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 先ほど本多委員からもお話がありました件ですが、標茶酪農会社の件ですが、ちょっとダブって聞くかもわかりませんが、二度手間をとらせませすけれども、できるだけ重複しないようにご質問をさせていただきます。

後継者不足、離農が大変多くなって歯どめがかからない、生産基盤というよりも、標茶の酪農のこの基幹産業の基盤が弱体する、そういう懸念をされている中で、こういう新聞等に出ました標茶農協がこの酪農会社をやるという関係で、そこにまず1点は、非常にこれはそういう意味では効果があるのかなと、こう思っています。そこに雪印さんが一緒に参加して、農協さんが9,500万円のうちの約65%ですね。そして、雪印さんが25%ぐらいと、こうなるわけですね、大体。ぴったりはいきませんが。町が10%以下ということになっているようでありまして、そういう出資の中で、これはまず出資なのか、これ出資の決意を決めたという、まず一つ理由なのですが、金額よりも出資でいこうと。例えば補助金でなくて、何かにつけてこの種になってくると、補助金を出すというのが今まで大方だったのですが、今回は出資の流れで決めたということが、どういうことがあって出資のほうに切りかわったのか。

それからもう一つは、この出資に切りかわって、この全体計画に詳しくは詰まってはいるかわかりませんが、詰まっていらないとは思いますが、まだ、詰まっているのかもわかりません。大体この経営規模が、この種の今、町が出資をするという、このことの中で、どういう規模の中でこの会社が前に進むようになるのかということと、とりあえずその2点ちょっと教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

町が出資ということを検討を始めたきっかけなのですが、農協さんあるいは雪印種苗さんから計画の話がありまして、これからの標茶の酪農のための会社だということで、何らかの形のご支援をいただけないかという、まずお話がありました。それで、町ができる支援というのはどういうことなのだろうということを3者で話していたのですが、その中で特に民間会社のほうから、この地域で3者で会社を立ち上げることが、会社の目的が正しく理解されて、そしてまた町が加わることで社会的な信用が得られるのではないかと、そういったことで先方から出資という形でできないかという相談がありまして、最終的には10%未満という形で落ちついているところであります。

それから、規模につきましては、経営規模という解釈でお答えさせていただきますけれども、総頭数250頭規模で、搾りは大体200頭というようなことになっております。今のところの計画で申し上げますと、平成35年には2,300トンほどの乳量を搾るというようなことで今計画を立てて、いろいろな設備投資について検討しているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この出資なのですが、町として10%以上出資をするようなことに仮にやるということになれば、法人として牛乳か何かの販売のとき、共販か何か、販売に出すときの、いわゆるインサイダーか何かの取り扱いか何かの影響あるようなことはあるのですか、これ。そういう関係があつて10%にしたとか、何か10%にする根拠があつたのですか。私にしてみたら、根拠が何もなければ、10%だなんていうようなことをしないで、もっと

出してあげて支えたらどうなのと、こういうふうに思うし、10%の根拠は一体何だろうと。

それからもう一つは、この分の出資をするに当たって、議会の議決を今もらえばこれはいかにもわからないけれども、例えば条例だとか、そういう何か根拠条例、何かに基づいているものなのか、それともしなければ、仮に今後、先ほど言ったように、いわゆる地盤沈下にやっぱり歯どめをかける、そして新しい人が入ってくるための研修の場にもする、そういういろんな酪農の勉強ができるという、こういうこともやるという先ほど農林課長の話もあったのだけれども、それをそのまま受け入れて、これ今後、その辺もひっくるめてどういう考え方になるのかなと。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、出資比率の関係でございますけれども、委員ご指摘のインサイダー、アウトサイダーの関係での出資比率というのは、特段決まり事はないというふうに私は聞いております。インサイダーというのは、通常言われる生産者であれば、あるいは農協組合員であれば、生乳の共販取引の中に入っていけると。入っていけないのは、研究機関あるいは専門的な研修牧場については、いけないよというふうに言われているというふうに私は聞いております。

今回の出資比率につきましては、10%というのは10%を超えると解散請求権を持つという形で、会社経営に大きなかわりを持つということで、3者で相談する中で、町の出資分については、いわゆる社会的な信用ということであれば、そこまでの経営権の参画ではなくていいのではないかと、そういう相談の中で10%未満という率に決定しているところであります。

それから、後段の部分なのですけれども、先ほど本多委員からの質問でもお答えしたとおり、雪印種苗さんが入ることで、今、標茶で一番弱いと指摘があった土地の利用、草のつくり方等々について、専門的な知見をいただきながら普及することができるということがまず大きな利点ということで、出資に踏み切ったところであります。

また、標茶町再生協議会が窓口となって新規就農研修生を受け入れる、そういう話になったときには、通常の一生産者と同様に、受け入れてもらえる形で今話を進めているところでありまして、その辺、一石二鳥といいますか、いろいろな意味で町のために有用という判断をした上で出資に向けております。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、この会社が目指すところの酪農の基本姿勢というか、理念というか、うちの町がこの出資をして目指すこの酪農のやつの、例えば草地酪農中心でいくのですよ、今までは餌だとか濃厚飼料もがばがば買ってやっていたけれども、そういうことを抑えながらでなくて、入れないで、ある程度今度は濃厚飼料は抑えて、徹底したコストを下げ牛の健康というか、牛の自然体の、牛をいじめないでそういうふうにしていくのですよとか、何かそういう、当然その辺の話はされていると思うのですが、まずその辺はどうかということ。

それから、この出資について、私の記憶が間違っていれば別なのですが、資本金の4分の1以上出資した場合、出資するようなことが例えばできたときとして、やったら、うちの町の監査委員の監査も入れられるというような話を聞いていたのですけれども、その辺はどうなのですか。例えば9,500万円の4分の1の出資を町がすることによって、町の監査もちょっと入れられるのではないかというようなことを聞いたのですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、法人の目指すところというご質問にお答えいたしたいと思います。

新聞報道等でもされているとおり、草地管理技術という部分に重きを置きながらということとあります。草地面積については、今のところ200ヘクタールということと進んでおりますけれども、その中で最大限、草の資源を生かしながらやっていくということで理念が形成されているというふうに理解しております。

また、今、検討している最中なのですが、メインの牛舎の仕様につきましても、牛の健康状態、それを最良に保つためにどうしたらいいのかということで、ベッドのあり方、あるいは敷き料の使い方等について検討されているところでありますので、そういった形でご理解いただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今ちょっと調べてもらっているうちに、例えばこの出資金の基本条例か何か、これつくらなくてもいいのかな。今後、例えば農協さんでこれ第1号の形としてこういう会社ができたと。これは大事にして育ててやらなければならない。我々も協力してやらないとならん。これはまた地域にそういう地盤が軟弱になってきて、また第二のこういう酪農会社もつくっていかなければならないなど。それから、こうなってくると、また同じく農協さんは中心かもわからないけれども、雪印さんではなくて今度は別な会社と町という、そういうふうになってなるということも考えられると思うのですよ。そうすると、資本金の規模はわかりませんが、また同じくそれに対する出資だとかなんとかと色々なことがあるのですが、議会の議決を要すればいいのだということよりも、やはりそれらは条例か何かでもってしっかりとした条件整備をして、そしてやるということがどうなのかなというふうにならなくて私思っていたものですから、それもあわせて聞いておきたいなど、こう思うのです。どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先にお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどの町が出資をしてどのぐらいで町の監査を受けられるようになるのかという部分でございますが、現行の地方自治法もしくは地方自治法施行令では、2分の1以上出資している法人という形でございます。

町で該当する部分でいきますと、標茶町観光開発公社という形になっておりますが、委員

おっしゃっていた4分の1という部分につきましては、地方公共団体が出資をするうち一般社団法人、一般財団法人については4分の1以上が該当するという形になってございます。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 将来的な拡大の考え方のお尋ねがありましたけれども、農林課としましては、今回、このタイミングで農協さんと雪印種苗さんが相談をしながらこちらにやってきたというところでありまして、むやみやたらな拡大ということは念頭には置いておりません。ただ、将来的に第2牧場あるいは第3牧場的なものの発想が出たときには、まずその時点で相談には乗りたいと思っておりますけれども、これをきっかけに次々というところまでは発想しておりません。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 次々にこれができるというのではなくて、離農が多くなってきて弱体化したときに、またこういう一般会社が入ってこられるわけではないわけですから、またこの地元の形の中でこういうことを考えなければならなくなる可能性があるのではないのかなということを前提にして聞いているのであって、次から次と来るということではないのです。ただ、そういうときにまた出資の考え方の基本が、補助をすればいいというのと、こうやって出資にして参加してやる経営の中にも指導、出資している以上いろんな口も出して相談したりすることができるわけですから、出資することが好ましいのかなと、こうは思っています。

だから、この部分については、やっぱりしっかりと町は、農協なり雪印のあの人はプロですから、そういうのを支えるような行政の立場の中で指導、また支えをしてやってほしいなと思うのであります。

ただ1点だけ、先ほど言った条例だとか、そういう規則だとかというものは、これはどうなのですかね、必要はなくてこのままでいいのですかね。

○委員長（後藤 勲君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、一つは今回の会社の設立に参画した部分でありますけれども、前段説明ありました標茶酪農再生事業の中で、今日的な課題をどのようにしていくかというところから始まっています。法人の目的につきましては、先ほど来説明があったと思いますが、本来あるべき自給飼料を中心とした草地型酪農の模範となる農業法人を設立していくというのが会社の部分であります。それで、その中で町としても期待する部分では、草地型酪農のモデルとして経営の指針となっていくということが一つあります。

それから、草地に関する知見を地域に伝搬していくということが一つ、それから先ほど農林課長からありましたけれども、あくまで農業生産法人でありますけれども、その業務を行う中であって、新規就農者や農業後継者の受ける研修の場ともなるというような、もろもろそういうものが期待となって、今日的な課題を解決できるというふうになっていっています。その中で出資という形が一番最良の方法という形で、標茶の行動をともにする積極姿勢と外

部の信頼を高めるということで、その選択をさせてもらったということです。

その出資の部分でありますけれども、今後も含めてということではありますが、今回は最良の形でという出資という方法を決めましたけれども、今後につきましては、そのケースによっていろいろ考えなければならないということになると思います。今回、その出資の部分で条例化が必要かという部分でありますと、現状では必要ではないという状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 次、質問を変えますけれども、しっかりこれ、我々もそうですけれども、ちゃんと支えてがっちりした会社に、応援をしたいなと思っていますので、町のほうも本当しがっちりとかかっていたきたいなと、こう思います。

農林課長大変、課長の答弁から始まっているから、もう一ついきます。美幌の堆肥舎、今回、予算に出ているのでありますけれども、私、予算書を見たときに気がついて町にちょっと電話を入れて、課長はいなかったのですよ。そして、ちょっと聞いたのですが、美幌だということ。ただ、この農業企画費でいいのですけれども、この前に私自身が過去の議会でこれに触れています。4戸から始まったトラクター利用組合が、今やめて離農したり、離農を2人して、今、2戸になっているの。この2戸のときまで、ついこの間の議会まで言っています。それはなぜかということ、補助事業でやった施設であればかなり、簡単にやめられるような状況にはないわけですから、磯分内に畜産酪農家の皆さん方がいないというわけでもないですから、やはり関連の、関係の団体とよく相談をして、この施設の利用体制を考えたらいいのではないかなと、こうやって申し上げてきたのです。その関係で私は、今日にこうやって予算を上げるまでの間、どのような努力をそういうことをされたのかな、それともされなかったのかな、まず1点それをお聞きしたいわけですよ。

そして、今、きょう現在、この施設がどういう動きになっているのか、これもあわせてお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、委員にはこれまでも美幌の堆肥舎の利用体制について、ご助言をいただいております。

毎年、利用料の納入の方法について、大体そのタイミングなのですが、トラクター利用組合のほうと相談をする機会を持っております。その中で、近隣あるいは磯分内の地域というような範囲を広げた中で、仲間をふやすことができないのだろうか、4戸が3戸になった時点あるいは2戸になった時点で戸数をふやして1戸当たりの負担を減らしながら、今までと同様の利用の仕方できないのでしょうかねという問いかけはしたことがあります。その時点でなかなかいないのだという返答がありました。

私どものほうとしましては、モデル的とはいえ、当時4戸で先駆的に取り組んで今日に至っているという生産者の方々のまず意向を尊重しなければいけないという前提に立っております。無理強いのような形で何かを、どこかを入れて戸数をふやすということはやっては

いけないのかなというふうに思っております、今、推移を見守っているところであります。

現在の動きというのは、4戸が2戸になり、2戸の中で、大変美幌のトラクター利用組合、コントラクター事業と一緒にやっております、そちらの収益をつぎ込んで何とか堆肥舎のほうを運用しているというような状況を聞いておりますけれども、そんな形の中で一生懸命やっただいているという状況であります。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この施設自体は何戸以上というものが、1戸でもいいのか、それとも何戸を集約しなければならんということに、2戸以上でなければならんとか、やっぱりある程度の利用戸数がなければ、この施設のいわゆる収容能力なのですけれども、牛の頭数にすれば、例えば250頭なら250頭を賄い切れる施設ですよといえれば、それに合わせた戸数が必要なのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのかな。

ただ、利用組合への相談をいたしました。利用組合への相談は相談としてそれは当然なのですが、町長がいないからあれなのですけれども、副町長、私、ふだん見えていますけれども、農林課長一人で大変ですよ。こういう問題を抱えて農林課長が一人で頭を悩ませているところを見ると、かわいそうだなと思うのですけれども、これも仕方がないと思いながらも、やはりこういう問題もある中で、体制も少し固めてやらないとまずいのではないかと、こう思っているのです。

それで、やはりこういうこのところの条例を見ても、家畜の飼料の製造、供給、家畜ふん尿の堆肥化の処理、その他設置目的に反しないように使用するよと。そして一時は、当時は何か磯分内のほうにこういうピラを出して、肥料をやりますよと言ったけれども、これはやらなくて回収したようだったのですけれども、やはりそういう所期の目的にまだ達成をしていない中でやっているわけですよ。それに今度この調査で、やる段階でそういう今後の利用の価値がどういうふうに向けられるのか、向かうのかということも示しながら、この予算をここに盛ったというのであれば、ああ、なるほどな、こういうふうに行くのだなというふうにわかるのですけれども、私あそこを通過して現状を見ても、ただ施設が古くなってきた、いわゆる中の施設も古くなってきている。こんなことで、どういふ調査をしてどんなようなことがこれをやった後考えられるという、これはちょっと疑問を持って見ていたのですよ。その辺どうなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 答えいたします。

戸数ですとか能力の部分、冒頭あったのですけれども、共同利用施設でありますから、ちょっと詳しく今資料が手元にありませんけれども、通常であれば導入時には3戸以上という、そういう規定があったかというふうに思っております。

それから、施設の収容能力といいますか、処理能力なのですけれども、当初は4戸を想定してつくっていると思います。ただ、現状も今、中に3レーンあるのですが、先日も行ってきたときにも3レーンびっちり埋まっている状況でありまして、恐らく増頭等がある中で、

現施設の規模に相応した使われ方がされているというふうには私は見てきているところであり
ます。

それから、今回の調査費に対する委員の疑問点でありますけれども、ご指摘のとおり、将
来的なランドデザイン的なものが描ければよろしいかとは思っておりますけれども、先ほど申
し上げたとおり、これまであの施設で頑張ってきている2戸の意向をまず尊重したいという
のが一つありますので、その頭を飛び越えて勝手に町のほうでああするこうするという計画
については、立てづらかったというのが実際のところであります。

また、何もしてきていないというお叱りを受ければそれまでなのですが、地域と相談しな
がら、農林課の内部ではどういった方法でさらに効果が上がるのかという部分で、町の直営
による利用でありますとか、そういう可能性については少し考えたところがあります。ただ
それは、さっき言ったように、地域の意向のことがありますので、置いておきたいなとい
うふうに思っております。

それで、その調査費のことなのですが、再度投資をして直しながら平成40年まで頑張るの
か、あるいはどうするのかという部分、前に進むにしても抜くにしても、どれぐらいの費用
がかかるのかわからなければ議論ができないということで、まずその費用を算出するた
めの基礎的な調査設計ということでもありますので、ぜひご理解いただきたいというふう
に思います。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長の今言ったことを信用すると。信用していないわけではないけ
れども、そういうふうでいいなと思っております。

それで、今、きょう現在の現状、どうなっていますか。これ、まずちょっと教えてください。

それから、今の言ったことでいいわけですがけれども、中の機械がやっぱり1,500万円ぐら
いの機械なのですね。中の機械というのですか、あれ何というのですか。それも、私が聞
いた範疇では、寒冷地向きではなくて、羽根だとか、そういうのはやっぱり七、八十万円か
かるのだと。それは、利用組合でやっているのでしょうか、恐らく。そういうものが出てき
ないから。

それから、電気代だ、運賃どうだとか、そういうのをやると、利用組合の中では毎年決算
をして、3戸から1戸なくなったからあれなのですからけれども、大体400万円前後の経費とい
うか出資金、自分たちもできたものをとったりしますから、納得の上でやっているのではない
のかなと思うのですよ。そういう契約は町と美幌トラクターの間でありますから、今、課長
が言ったようなことで私はおおむね了承はできるわけですがけれども、そういう形の中で今
度機械の更新もこれからあれば出てくるよと。だから、そういうこと、ああいうことと考
えると、かなりなお金が今後出てきますから、先ほど課長が言ったようなことをさらに詰
めた調査をしてもらうということがやっぱり前提なのかなと。

私は、ただ今回、これ建物のいかれたやつをやるのかなと思って見ていたわけですから、

業務委託料が。そうすると、うちの建築のほうに1級、2級と建築士もいるから、あそこの美幌のやつを見たら、うちの技術屋さんにもでも見せたら上手につくるのかななんて思っていたのですが、今、課長が言ったようなことでこのことが進んでいくのを私も様子を見たいし、また仮にこれがちゃんとしてもらわないと、私も議会の仲間とみんな相談して、今後こういうのに対してはどういうふうにして議会として向き合うのか、こういうこともやっぱり皆さんと相談しなくてはならないというような思いもあるものですから、それらもひっくるめてもう一度答弁を、副町長でもいいですから、答弁を下さい。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 前段に現状を知らせてほしいというご質問ありましたので、その辺、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

先ほど来のご質問に対する答弁でも触れておりますけれども、ポリカーボネート製の屋根、壁がところどころ破損している状況であります。当初、機密性を高めてオートマチックの機械で短時間で省力化しながら堆肥をつくるという、そういう設計だったのですが、壁と屋根のところどころ穴があいている状況で、その機密性が下がっているという部分で、トラクター利用組合の方々から改善要望が出されております。

また、ご指摘の機械の部分でなのですが、これも非常に本当に頭を悩ませているところでありまして、1件当たりの機械の単価が高いということと、それから部品につきましては、寒冷地仕様かどうかというのは私聞き及んでおりませんので、今初めて聞きましたので後ほど確認したいと思いますけれども、確かに摩耗する機械でありまして、あと二、三年かなという話は聞いております。それについても、予算の範囲内で検討しますというお答えをしているところでありまして、機械類については、トラクター利用組合のほうで上手に使っていただいて、特に大きな取りかえあるいは修繕が必要になったという局面はこれまではございませんでしたが、これから想定されるということで、箱の、建物本体の投資もそうなのですが、中の投資もこれから考えられるという部分で、全部でこの先幾ら費用がかかって、幾ら収入があってという部分について、考えながら対処していきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 美幌堆肥舎の件でございますけれども、ご案内のとおり、当時、平成15年、16年、家畜ふん尿の処理を積極的に進めるというときで、個別処理から一つのモデルとして共同利用型ということで、美幌堆肥舎については地域と協議しながらでき上がったという経過があります。一つのモデル的なチャレンジという形で進めてきた部分だというふうに思っています。その後、時代の変化や状況の変化によって今日的な状況になっているわけですが、いずれにしても今後、地域の酪農家さんを大切にしながら、また、どのような有効活用を図っていけるかということをしっかり見きわめながら対処はしてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

○委員（館田賢治君） 今のこの話、このことだけ聞かせてください。今現状、これ動いているのですか、動いていないのですか、これどうなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先ほど申しました、せんだって訪れたときに3レーン埋まっております、見事に堆肥化されております。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、質問を変えさせていただきます。

ひとつこれ堆肥のほう、必要な機械なのだろうから、がっちりともた協議してみてください。

もう一つ、最後のほうに、牛崎課長のほうにちょっとまた聞くのがあるのですが、その前に酪農センターの管理人が今回かわったわけなのですが、その管理人のかわったのは構わないです。ただ、制度的に管理人の考え方、町のほうで今度は、聞くところによると振興会かどこかに委託をして、そしてそこから酪農センターのほうに行ってもらうのだと。この仕組みは仕組みで、これはいいのですが、この仕組みの根本的な考え方になったのは、何がこういう考え方になったのか、そして今後またこれに類したようなものが各地域で出てきたときに、こういう考え方が今後一つの例となって、町としては今までよりも経費的には低コストになるという前提の中でこういうようなことを考えたのかなと思うのですが、その辺もひっくるめてちょっとお聞かせください。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまの館田委員のご質問について、ことしの4月1日より、虹別酪農センターの管理体制を、これまでの非常勤職員から地域連合振興会に委託をして、現在、管理を進めております。

これまでの虹別の町政懇談会等で課題となっておりました土曜、日曜、休日の開館を円滑に進めてくれないかという課題を残したままこれまで運営してきたわけですが、そのことを解消するためには、職員体制では勤務時間等の制限もあります。そういったことを考えますと、特に公民館、体育館等の土日の利用が割と多い、そういった施設ですので、そこら辺の解消をするためには民間あるいは地域といった団体に運営をお願いして、その中で地域の実情に合った利用をできるように考えたときに、今回、虹別連合振興会の組織の中で受け入れていただけるということを確認できましたので、まずは虹別酪農センターの地域会への委託ということで進めた形となりましたので、ご理解ください。

○委員（館田賢治君） あと、何かいいのか、今の課長だけの話でいいのか。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） さすが虹別だなという感じを今持っているのですけれども、やはりこういうふうに事が前に運ぶということはいいことだなと思いますよ。

それで、コスト的なことはそういうこともお考えになって、ウエートは高かったかもわからないけれども、これだけのことではないのではないのかなと思うのですけれども、そのほ

かにどうなのかということと、今後、これに類したようなものが出てきたときにはまた似たようなこういうような考え方に立っていくのだろうかと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 先ほど社会教育課長が申し上げたとおり、虹別酪農センターについて、地域に管理を委託したということで、今回、管理人が定年退職ということで、これまで非常勤職員でございました。ご承知のように、非常勤職員、勤務時間が大変変則でございまして、短くも、こういった部分では一定程度利用状況がしやすくなったのではないかと。

今後の職員の対応については、非常勤職員を採用しない方向で今進めてございますので、そういった部分を含めて検討した結果でございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 悪いことでない、本当にいいなと思っておりますから、そういうことで今後ともこういう考え方を示していったほうがいいなと思っております。

それから、質問を変えます。

新聞紙上で、国の職員の給料を下げるから、地方の公務員の給料も下げなさいと。これは恐らく新聞を見ている人方はみんな、ああ、国家公務員の人方が給料を下げたのだから、我々地方公務員のほうのやつもあの率で下げなさいというふうには、私もそういうふうにして新聞を見ていたのです。ですが、そうではないのではないのかなということと、町民の人方もやっぱりこの件については、標茶町の役場の職員は、国家公務員はこうやっているのにやらないのかなんて変に誤解されて思われたってこれまた困ることですから、丁寧にこういう議会という場を通してその辺の話もお聞きをしておきたいなと、こう思うのです。

そこで、今言ったことがまず一つと、これが交付税から削減されるという、国が言っている削減をされるということであれば、どの程度の金額が交付税から削減されるのか、そしてまた削減されたものは、交付税が減るわけですから、それはどのような形の中で対応するのか。いきなりこれ職員組合の人方と話してこの分全部下げれとかなんとかと、これもそういうものではないというふうにも私も聞いているものですから、それらもひっくるめて基本的な考え方をお聞きしたいなと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをさせていただきたいと思っておりますが、国が示しているとおおり、国家公務員が復興財源に充てるために一時的に給与を下げるので、地方にもという部分の利率で町の独自の計算でいきますと、大体6,000万円から7,000万円ぐらいの1年間の影響額が出るのではないかとという財政係の推計をいたしておりますが、7月からということになる予定でございまして、12分の9カ月ということで5,000万円程度ぐらい影響が出るかなとは思いますが、実際の地方財政計画は2.2%の削減という形でございまして、それでいくと昨年は47億円幾らとかという普通交付税だったものですから、単純に地方財政計画に当てはめると1億円ぐらいは減るのではないかな、それも先ほどの人件費部分も含めて

です。でないかなというような見方も出て、当初予算では比較的かた目に見ているという状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 減るのはいいのだけれども、ただこれ人件費を減らせということだけを言っているのではないのでしょうか。そういう経費全体、町の経費もひっくるめて、これを言っているのではないの。だから、そういうこともひっくるめてわかるのであればちゃんと言わないと、町民の人方から言わせれば、国が下げているのに町はさっぱり何だか人件費のジの字も言わないぞと。ただ、そういう、今、課長が言ったようなことなのだけれども、だけれども内容的にはこうなのだよというのをやはりちゃんと言ってもらったほうが丁寧かなと。総務課長か。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えします。

皆さん新聞報道でご承知のように、国からの地方の給与削減の部分を要請されている状況でございます。端的に言えば、国よりも地方の給与が高いという基準になりますラスパイレス指数の問題がございます。通常、私どものこれまでのラスパイレス指数については、国が100とすると、標茶町はことしで言えば国が削減しなかった場合は97です。3ポイント低いんです。ただ、国が削減したことによって、そのラスパイレス指数の数字が104.9ということで4.9オーバーしていると。この部分をということでの要請がされているところでございます。ただ、国の背景については、ご承知のように、復興財源の部分で国の部分を下げたということもございますから、今年度中までという2年間でございますけれども、その限定的な部分がございます。

ただ、ご承知のように、これまで地方の部分は地方の部分での行革を含めての財源を落としてございます。実際には独自削減もしてございます。この部分も含めてのいろんな部分の背景がございます。独自削減、平成20年から本町においては、級別には違うのですけれども、1%から2.5%、それぞれ独自に給与削減を行ってございます。まだ現在も削減している状況でございます。そういった部分も含めての状況になっているということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 今のその話、理解、私はできます。それを町民の人方も理解できるように、何らかの形でちゃんと今話を整理して、広報か何かでこういう体制で対応しているということは言ってもらったほうがいいのではないかなと。かなりこれ興味を持っていますよ、町民の人方は。誤解もしているのですよ。だから、もう給料イコールだと思っているのですから。だから、そうではないわけですから、もう少し町民の人方に丁寧にわかるようなことも考えていただければいいかと、このように思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、企画財政課長、それから総務課長のほうから、概要については説明をさせていただきました。本件については、3月の定例会の一般質問の中で町長からも答弁があったように、この対応については、極めて遺憾と言わざるを得ないというふうに思っているところであります。

委員お尋ねのとおり、これは交付税削減のその算定基準になっている部分が、給与と直結しているかということ、そうではない話になります。したがって、それがそこに当てはめられたというのが非常に不思議なところでありますし、復興財源確保のために国が独自に行った部分、そして新たに復興財源を探すために交付税を削ってくるという特例措置であります。

先ほど来説明ありましたけれども、これまで町においては独自の削減をやってきた、そしてラスパイレスを維持してきた、そしてなおかつ民間準拠ですから、人勸があった場合にはそれについても間違いなく履行してきたというような内容であります。先ほど言いましたラスパイレスのやつを積み重ねますと、実際には8%ぐらいの削減を行っているということですので、それらの状況を鑑みた場合に、現時点ではそれらの対応としては難しいなということでもあります。

今、委員お話ありましたように、ぜひこういう部分というのは住民の皆さんのご理解をいただかなければならないと。今までラスパイレスの対応をしてきたときも住民の皆さんにご理解をいただくためにはということ、職員についても苦渋の決断をしてもらったというのがあります。ぜひこういう実態を知っていただくということが必要だと思いますので、何らかの形で私どもも考慮したいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、質問を変えさせていただきます。

15分、20分くらいまでで、ちょっとこれも農林課長のところなのですが、本当に何か非常に悪いなと思いつつ質問をさせていただきますけれども、阿歴内で考えているバイオの関係、これ質問をしたいのですけれども、ちょっとこっちに置いておいて、時間の関係上。

ことしの酪農畜産の牛乳の実績も、農協の実績も出たようですし、そういう中で町は町で対応をやっています。先ほど言ったように、ヘクタール1万円の話からバイオマスの関係、畜舎の排水の関係だとかとやっています。ことしの牛乳の計画が16万トンだった、中期計画。ことしの計画が16万トン、実績が15万8,000トンです。15万8,985トンだか、15万9,000トンぐらいが実績です。そうすると、牛乳のことしの計画の搾るやつは16万2,000トンぐらいが目標になるのかな、そうなる。そうすると、それらを消費拡大からいろんなことを攻めたら、一つ一つ時間の関係上言わないけれども、約三千四、五百トン、来年に向けて搾らなければならないというか、計画どおりにするのであれば。いわゆる共販なり酪対で決めた例えば拡大をする部分で、3%だとかの部分で、新規就農の部分で何%だとかあるのだよ。そういうのを含めると3,400トンぐらい搾らなければならないことになっているのです。そうすると、何の手も打たないでこのまんまにしておいたら、無理でないかなと。これ農協からもどこからも頼まれて言っているわけでもないですから。ただ、その数字を見ている

僕が自分自身で判断しているのですけれども、今、農協が組合員に対してとっているやつの中でさらに町としてもやれるもの、また新しく応援できるもの、何かを考えてあげなければ、この目標達成にならないのでないのかなと僕は思っているのです。その辺、このことの実績からいって、もう6月です、今6月の定例ですから、もうこれ始まっていますから、そういうふうには私を感じるのですが、仮にその辺の煮詰めがないとしたら、関係機関とでも相談して、どういうことが応援できるのかもひっくるめて、さらなる手厚いものを応援してあげなければ、僕はできないのでないかなと思っているのですよ。これをしなかったら、目標達成を農協さんにしてもらわないことには、管内的にも何にしてもやっぱり形として非常に悪いものが残るものですから、そういうふうには考えているのですが、本当きょう町長がいればもっと詳しくやりたかったのですけれども、その辺どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） ちょっと大枠の話になるかもしれませんが、今、現状の課題となっているという部分がありますと、先ほど来ありました再生事業も農協の中期計画をもとに組み立てを行っていて、今必要な部分は何かということ議論しながら事業の組み立てをやっているところでございます。これにつきましては、頻繁に担当を含めて農協または関係団体とさまざまな議論をやっていますので、その中で必要な事業にありましては、ともに構築をしていくような姿勢で臨んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） モデルのような答え方なのですけれども、ただ実際に乳量の実績だとか、そういうのを調べてもらって、そしてどのくらい不足しているのか、それらを調べてもらって、そういうふうな何がやれるのかどうか、やれないのかもわからないけれども、僕は検討してもらいたいのです。だから、その辺をもう一度、副町長、答弁お願いします。

○委員長（後藤 勲君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

もろもろそれらの情報等も踏まえながら、何が一番必要なのか、そして優先順位を定めながら対応を進めていくことが必要だと思いますので、引き続き協議をさせていただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 前向きというか、そういうことを、何がやれるかを、今の私が言ったこともひっくるめて検討してもらおうというふうに理解をして、この質問を終わります。

最後に、国民健康保険の関係で、今、国が示している財政諮問会議や何か、それからまた今月、骨太でもって計画の中に入れるよと言っている、いわゆる国保の取り扱いなのですが、これ全道の都道府県に移行するという話、今どこまで町村までおりてきてどんな話になっているのか、そのことだけ聞いて私の質問を終わります。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 国保の広域化の話かと思うのですけれども、基本的な方向で広

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

域化するという方向ではそれぞれ確認されているのですが、特に地方六団体のうちの知事会中心に、その内容等がまだ明らかになっていない、特に財源負担の分を含めてまだ反対が多いという状況で、以前とはそんなに状況は変わっていないのかなというふうに理解しています。

○委員長（後藤 勲君） 館田君。

○委員（館田賢治君） まだ状況が動いていないということのようですから、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 討論ないものと認めます。

これより議題3案を採決いたします。

議題3案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（後藤 勲君） 以上で議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 4時40分）

議案第38号・第39号・第40号審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 後 藤 勲